

利根町特別支援教育就学奨励費の申請について

利根町では、特別支援学級へ在籍している児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、学用品や給食費など学校にかかる経費の一部を援助しております。対象となる方は利根町特別支援教育就学奨励費を受けることができます。奨励費を希望する保護者の方は、提出書類に必要事項を記入の上、下記期限までに学校へ提出されるようお願いいたします。

1. 援助の対象者

利根町の特別支援学級に在籍するお子さまの保護者

ただし、次のいずれかに該当する方を除きます。

- (1) 算定基準により保護者の属する世帯の収入額が需要額の2.5倍以上と判定された者
- (2) 要保護者及び準要保護認定者
- (3) 児童福祉施設等に入所・入院し、就学に係る措置費又は療育の給付を受けている者

2. 補助対象費目と援助予定額（年間額）

対象経費		小学生	中学生
学用品費等	児童生徒が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費	実費の1/2 5,820円(上限額)	実費の1/2 11,370円(上限額)
新入学学用品費等 (第1学年のみ)	小学校又は中学校に入学する者が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費	実費の1/2 25,555円(上限額)	実費の1/2 30,490円(上限額)
校外活動費 (宿泊を伴わない)	児童生徒が校外活動のうち宿泊を伴わないものに参加するため直接必要な交通費及び見学料等	実費の1/2 800円(上限額)	実費の1/2 1,155円(上限額)
校外活動費 (宿泊を伴う)	児童生徒が校外活動のうち宿泊を伴うものに参加するため直接必要な交通費及び見学料等	実費の1/2 1,845円(上限額)	実費の1/2 3,105円(上限額)
修学旅行費	児童生徒が修学旅行に参加するため直接必要な交通費、宿泊費、見学料及び均等に負担すべきこととなるその他の経費	実費の1/2 10,790円(上限額)	実費の1/2 28,860円(上限額)
オンライン学習通信費	学校又は教育委員会が認める家庭でのオンライン学習のための通信費（モバイルルーター等の通信機器の購入又はレンタルに係る費用を含む）	実費の1/2 7,000円(上限額)	実費の1/2 7,000円(上限額)
給食費	利根町立学校給食費取扱規則に定める学校給食費 ※R6年度は無償化	実費の1/2 0円(上限額)	実費の1/2※ 0円(上限額) ※3年生の3月分は日割り額で算出

3. 提出書類

- ① 特別支援教育就学奨励費認定申請書
- ② 特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調書（記入例は別添参照）
- ③ 申請者の身分確認書類の写し
- ④ 保護者の振込先口座が分かる通帳又はキャッシュカードの写し
- ⑤ 本年1月2日以降に利根町に転入した方のみ
→前住所地で発行された令和6年度課税（非課税）証明書

4. 提出期限

令和6年5月17日（金）まで

裏面へ続く

5. 提出先

お子さまが在籍する学校又は役場学校教育課に提出してください。

※オンライン申請も可能です。(詳しくは、別紙「電子申請入力にあたって【令和6年度利根町特別支援教育就学奨励費申請】」を確認してください。)

オンライン申請はこちらから→



6. 認定・支給方法等

書類を審査の上、認定結果を通知いたします。

奨励費は、申請時に記入頂いた保護者口座に支給します。支給時期は、年3回(8月、12月、3月)です。なお、支給額が少額になる場合、年1回又は2回でまとめて支給となる場合もあります。

7. 注意事項

※世帯の人数や年齢等、申請世帯ごとに所得の審査を行い、認定の可否を決定しますので、審査の結果、認定とならない場合があります。

※審査のため、世帯全体の所得を確認しますので、確定申告等が必要な方は、必ず申告を済ませてください。(所得のない方(被扶養者を除く)も所得がない旨の申告が必要となります。)

※学校への滞納がある場合(兄弟分含む)は、学校徴収金に充当します。

※奨励費を辞退する場合は、学校教育課 下記担当までお申し出ください。

問い合わせ・書類提出先
〒300-1696
茨城県利根町布川 841-1
利根町教育委員会 学校教育課 学務係(役場4階)
TEL 0297-68-2211(内線403)